## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 28 年	F度 次回	見直し予定	平成 33 年度	
条	例 名	神奈川県青少年保護育成条例					
条	例 番 号	昭和30年神奈川県条例第1号 法規集 第4編第2章				2 章第 1 節	
所	管 室 課	県民局次世代育成部青少年課					
条	条 例 の 概 要						
	視点	検	討 内	容		備考	
検	必要性現在でも必要な条例か。	少子化・核家族化による人間関係の希薄化や、情報化等の 進展に伴い、大人の目の届きにくい空間で青少年が事件・事 故に巻き込まれるなど、青少年を取り巻く社会環境は深刻化、 複雑化している。こうした中、社会環境の整備を促進し、青 少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止する本 条例の規定内容は一層重要性を増していることから、現在で も必要な条例である。					
	有効性 現行の内容で課題 が解決できるか。	本条例に基づく規制の の健全育成を阻害する行う目的について一定の数 しかし、青少年の健全 営業として、女子高校生 が出現しており、条例の 店舗を持たない営業が行 な規制を検討する必要が	「為や環境から 力果が上がって 全育成を阻害す Eを商品化した D規制が及ばな 可われることも	青少年を使いる。 るおそれの いわゆる い個室性の	R護するとい Dある新たな J K ビジネス Dない営業や	・深夜はいかいの補導状況 H27 22,892 人 H23 88,911 人 ・18 歳未満深夜立入禁止表示あり カラオケボックス 96.7% (トムム) ネットカフェ 98.0% (トムン) ・J Kカフェ・パー・居酒屋 県内 45 店舗	
討	効率性 現行の内容で効率 的といえるか。	本条例は、目的を達成するための必要最低限の規制を内容としている。また、青少年課及び地域県政総合センターの職員が、必要に応じて規制対象店舗に対する立入調査などを実施して条例の遵守を指導するとともに、取締機関である警察においても十分な体制がとられている。こうしたことから本条例の規定内容及び執行・運用は効率的に行われている。					
	基本方針適合性原の基方合の基がである。	本条例は、「かながわグランドデザイン」の主要施策「青少年が健全に育つ環境の整備」を実現するためのものであり、 県の基本方針に適合している。					
	適法性 憲法にしか。 その他	現行条例の内容には、本条例の性格上、憲法で保障される 表現の自由、営業の自由に係る規制もあるが、「青少年の健 全育成」という社会的利益のため必要やむを得ない規制であ り、違法性はない。					
—— 見		↓ 上及び運用の改善等の必要はない。					
直し	2 改正・廃止 3 改正を検討	正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 正を検討する。運用の改善等の必要はない。			青少年の健全育成を阻害するおそれのある新たな営業である」Kビジネスの規制について、改正を検討する必要がある。		
結果	<ul><li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li><li>5 廃止を検討する。</li></ul>			なお、効果的な規制とするため規制内容の精査が求められる。また、営業の自由に係る新たな規制であり、関係機関との十分な調整を行う必要がある。			